



議案第七十五号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十一年六月二十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五十年六月廿六日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎



三朝町条例第 号

国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

附 則

この条例は、昭和五十一年七月一日から施行する。